

議案第六十六号

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第一条 港区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年港区条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「法」の下に「第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び法」を加え、「又は第二十八条の六第二項」を削る。

(公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第二条 公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例(平成十四年港区条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に

改める。

第十六条第二項中「第五項」の下に「及び第六項」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される港区職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年港区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改め、同項第五号中「うえ」を「上」に改め、同条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改め、同項第五号中「一に」を「いずれかに」に改める。

（港区職員の分限に関する条例の一部改正）

第四条 港区職員の分限に関する条例（昭和二十六年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十二條の二第一項に規定する會計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項前段中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、同項後段中「三年に満たない場合」とあるのは「当該任命権者が定める任期に満たない場合」と、「三年を超えない範囲内」とあるのは「当該任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第六条第一項中「及び第三項」を「（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項」に改める。

（港区職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第五条 港区職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年港区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び暫定手当の合計額」を「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については報酬（港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第 号）第十八条第一項のパートタイム会計年度任用職員の報酬をいう。））」に改める。

（港区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第六条 港区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の」を「、次の」に、「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員にあつては、次の各号に掲げる場合のうち、任命権者が別に定める場合に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、

その職務に専念する義務を免除されることができると。

（港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第七条 港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び教員」を「、副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

5 地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）（これらの者を第十五條第一項において「常勤の臨時的任用職員」という。）の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

第十五條第一項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、

母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

二 常勤の臨時的任用職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

第十八条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴い臨時的に任用される職員等」に改め、同条中「臨時的」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的」に改め、「職員」の下に「（常時勤務を要するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、区規則及び港区教育委員会規則で定める。

（港区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第八条 港区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(港区職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第九条 港区職員の育児休業等に関する条例(平成四年港区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、「又は第二十八条の六第二項」を削り、同号に次のように加える。

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員

第十五条第一項中「勤務時間」の下に「(前条第二号イ及びロのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員にあつては当該会計年度任用職員について割り振られた勤務時間)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則及び港区教育委員会規則(以下「勤務時間条例に基づく区規則等」という。)の規定により当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例に基づく区規則等の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について割り振られた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間

の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第十六条中「及び」を「、」に改め、「第十九条第一項」の下に「並びに港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項まで」を、「第十二条」の下に「並びに会計年度任用職員給与条例第十三条及び第二十七条」を、「給与額」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員にあっては勤務一時間当たりの報酬額）」を加える。

（港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第十条 港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法」を加え、「又は第二十八条の六第二項」を削る。

（港区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第十一条 港区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号を次のように改める。

二 次のいずれかに該当する休日又は代休日で、その日に任命権者が特に勤務を命じてい

ない場合

イ 港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十条及び第十一条の規定による休日又は勤務時間条例第十二条の規定により指定された代休日

ロ 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第十二条及び第十三条の規定による休日又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十四条の規定により指定された代休日

ハ 勤務時間条例第十八条第一項の規定に基づき任命権者が定める休日又は代休日

ニ 勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則又は港区教育委員会規則の規定による休日又は代休日

三 次のいずれかに該当する年次有給休暇を与えられている場合

イ 勤務時間条例第十三条第三項の規定により与えられている年次有給休暇

ロ 幼稚園教育職員勤務時間条例第十五条第三項の規定により与えられている年次有給休暇

ハ 勤務時間条例第十八条第一項の規定に基づき任命権者が定めるところにより与えられている年次有給休暇

ニ 勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則又は港区教育委員会規則の規定により与えられている年次有給休暇

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説 明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正により、会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。